

## 浅口市議会委員会条例の一部を改正する条例

令和7年12月22日

条例第31号

浅口市議会委員会条例(平成18年浅口市条例第181号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「議員は」の次に「、予算決算常任委員会委員のほか」を加え、第2項第1号中「総務文教常任委員会 6人」を「総務産業常任委員会 8人」に改め、同号イ中「教育委員会の所管に関する事項」を「産業建設部の所管に関する事項」に改め、同号中キをケとし、ウからカまでをオからクまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 上下水道部の所管に関する事項

エ 農業委員会の所管に関する事項

第2条第2項第2号中「民生常任委員会 5人」を「厚生文教常任委員会 8人」に改め、同号に次のように加える。

ウ 教育委員会の所管に関する事項

第2条第2項第3号を次のように改める。

(3) 予算決算常任委員会 16人

ア 予算議案、決算認定議案及び予算決算等市財政に関する事項

第15条の次に次の1条を加える。

(委員会の開催方法の特例)

第15条の2 委員長は、大規模な災害等の発生又は重大な感染症のまん延により、委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第20条(秘密会)第1項の秘密会は、この限りでない。

- 2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出をして委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。
- 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日において在任する常任委員会の委員の任期満了の日の翌日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の浅口市議会委員会条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。